

## 第 88 号議案

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 29 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成 17 年新城市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、所得税法の一部改正に伴い、母子家庭等医療費の受給資格者に係る規定を整理するため必要があるからである。